

議案第42号

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県出資法人等における給与等の状況の公表等に関する条例（平成16年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在

しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(給与等の制度等の公開) 第2条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。 (1) 県出資法人等の <u>役職員</u> に係る <u>給与等の制度</u> (2) 県出資法人等の <u>役職員</u> に係る <u>給与等</u> の支給の状況 (3) 県出資法人等の <u>役職員</u> に係る <u>給与等の制度</u> の変更 (4) 略	(給与制度等の公開) 第2条 県出資法人等は、規則で定めるところにより、次の事項を公表しなければならない。 (1) 県出資法人等の <u>職員</u> に係る <u>給与制度</u> (2) 県出資法人等の <u>職員</u> に係る <u>給与</u> の支給の状況 (3) 県出資法人等の <u>職員</u> に係る <u>給与制度</u> の変更 (4) 略
附 則	附 則
	(施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する事項に係る同条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度から適用する。
	(検討) 2 知事は、平成22年度末を目指として、この条例の規定及びそ

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号又は第2号に規定する事項に係る同条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以降に終了した県出資法人等の事業年度分から適用する。

の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。